# 第67回 定時株主総会 会場ご案内図

# [株主総会 会場]

# ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

神戸市中央区北野町1丁目 TEL:078-291-1121(代表)

ANAクラウンプラザホテル神戸

検索

http://www.anacrowneplaza-kobe.jp/





# 交通のご案内 〈最寄り駅〉

- JR山陽新幹線「新神戸駅」改札□から連絡橋を渡ってすぐ
- 神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結 (JR[三ノ宮駅]阪急「神戸三宮駅」阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、 お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。







見やすく読みまちがえにくい ユニパーサルデザインフォントを採用しています。 また、この印刷物は、環境にやさしい「FSC認証紙」 「ベジタブルインキ」を使用しています。 新しい幸せを、わかすこと。



# 第67回 定時株主総会招集 ご通知

# 開催日時

平成29年3月30日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

# 開催場所

神戸市中央区北野町1丁目 ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

# 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

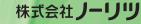
第4号議案 補欠監査役1名選任の件



郵送またはインターネットによる 議決権行使期限

平成29年3月29日(水曜日) 午後5時まで

※詳細は3・4ページをご参照ください。



証券コード 5943

参考 書類 会

2017年1月、創業の原点はそのままに理念体系を一新し、ノーリッ グループのミッションとバリューを新たに制定いたしました。

Mission

新しい幸せを、わかすこと。

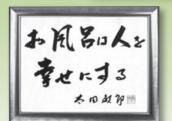
人と地球の笑顔に向けて暮しの 感動をお届けするノーリッグループ

Value

品質を最重視し、一歩先ゆく製品・ サービスを提供します

公平、公正、透明性ある活動をします 社員と共に成長し、社会に貢献します 情熱をもって変革、挑戦、創造します

NORITZ



ノーリッの歴史は、1951年に能率風呂工業 を創設したことに始まります。創業の原点「お 風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、 戦後復興期において人々の生活水準を向上 させたいという情熱が凝縮されていました。

創業の原点

4. 会社役員に関する事項・ 5.会計監査人の状況・ 6.業務の適正を確保するための体制 および運用状況の概要 7. 会社の支配に関する基本方針 …… 連結計算書類

招集ご通知

議決権の行使についてのご案内・

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

1. 企業集団の現況に関する事項 2. 会社の株式に関する事項 3. 会社の新株予約権等に関する事項

第4号議案 補欠監査役1名選任の件-13

連結貸借対照表 連結損益計算書 貸借対照表 損益計算書

連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書謄本41	
会計監査人の監査報告書謄本42	
監査役会の監査報告書謄本43	

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームペー ジ(http://www.noritz.co.jp/)において掲載しておりますので、本招集ご通知添付書 類の事業報告には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付 書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および 計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連 結計算書類および計算書類の一部であります。

- ① 連結株主資本等変動計算書 ② 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の個別注記表
- ◎ 事業報告、連結計算書類・計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会 前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ(http://www.noritz. co.jp/)において掲載することにより、お知らせいたします。

# 株主各位

神戸市中央区江戸町93番地 株式会社ノ 代表取締役社長 國 井

# 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいます ようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年3月29日(水曜日)午後5時までに 議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

(証券コード5943)

平成29年3月9日

- 1. 日時 平成29年3月30日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)
- 2.場所 神戸市中央区北野町1丁目

ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

3.目的事項

# 報告事項

- ①第67期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会 計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ②第67期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)計算書類報告の件

# 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 9 名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

次ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

監査報告

参考書類

# 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、 議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書を 会場受付へ提出 株主総会日時

平成29年3月30日(木) 受付開始:午前9時 開 会:午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合





各議案の賛否を 記入のうえ投函

# 行使期限

平成29年3月29日(水) 午後5時必着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト http://www.evote.jp/ にて各議案の賛否を入力

詳しくは、4ページをご覧ください。

# 行使期限

平成29年3月29日(水) 午後5時まで

# ≪機関投資家の皆様へ≫

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 【インターネットによる議決権の行使のご案内】

- 1. 議決権行使サイトについて
- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)
- (2) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- 2.インターネットによる議決権行使方法について
- (1)議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたしますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
  - ①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議 決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を 有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決 権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生す るインターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

○ 0120-173-027(受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

# 第1号議案 剰余金の処分の件

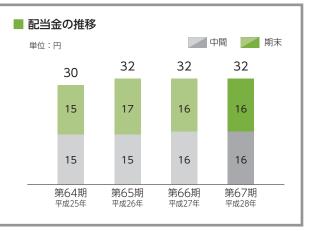
当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本としておりますが、第67期の期末配当金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類 金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき 金 16円 配当総額 765,008,224円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年3月31日

# で参考株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本とし、財務体質の健全性を維持しつつ経営環境を踏まえ連結業績や連結ベースの配当性向を勘案したうえで行うことを方針としております。



# 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地位	   候補者属性 
1	こく い そう いち ろう 國 井 総 一 郎	代表取締役社長兼代表執行役員	再任
2	か むら たか ふみ	取締役兼専務執行役員	再任
3	みず ま つとむ 水 間 <b>勉</b>	取締役兼常務執行役員	再任
4	腹巻 知	取締役兼常務執行役員	再任
5	みず の まこと 水 野 誠	取締役兼常務執行役員	再任
6	ひろ さわ まさ みね 廣 澤 正 峰	常務執行役員	新任
7	ft tan set løte 竹中 昌之	上席執行役員	新任
8	がり やす ひこ 小 川 泰 彦	社外取締役	再任社外独立
9	th tal OT set <b>髙 橋</b> 秀 明	社外取締役	再任社外独立
再任 再任取締役	候補者 新任 新任取締役候補	者 <b>社外</b> 社外取締役候補者 <b>独立</b> ㈱東京証券取引	所等の定めに基づく独立役員候補者

5

候補者	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
では、 できらいち ろう <b>國 井 総 一 郎</b> (昭和28年7月31日生)  1  「所有する当社株式数」 34,111株	昭和51年 4月 当社入社 平成13年 3月 ロケットボイラー工業㈱(現㈱アールビー)代表取締役社長 平成14年10月 ㈱ハーマン取締役副社長 平成15年 3月 当社取締役 (㈱ハーマン代表取締役社長 平成16年 7月 当社常務取締役営業本部長 平成19年 3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成20年 9月 当社取締役兼常務執行役員経営統括本部長 平成21年 9月 当社代表取締役社長兼代表執行役員 現在に至る

# 【取締役候補者とした理由】

取締役候補者といたしました。

同氏は、平成21年から当社代表取締役社長に就任し、低迷する国内需要を背景に、海外事業での業績拡大と国内の経営構造改革を行い、リーダーシップを発揮しております。そのため、今後も代表取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2 再任	なか むら たか ふみ <b>仲村 貴文</b> (昭和31年3月15日生) 「所有する当社株式数」 10,127株	昭和55年 5月 当社入社 平成16年 7月 当社営業本部東京支社長 平成17年 3月 当社取締役 平成18年 3月 当社取締役退任 当社執行役員 平成20年 1月 当社執行役員営業本部副本部長 平成21年 9月 当社常務執行役員営業本部長 平成22年 3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成26年 9月 当社取締役兼専務執行役員国内事業統括 平成28年 1月 当社取締役兼専務執行役員国内事業本部長 現在に至る
	内事業を牽引し、その職責	] 就任した後、平成22年からは営業本部長、平成26年からは国内事業統括責任者として国 を果たしております。そのため、今後も国内事業を統括する取締役として経営の意思決 の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、

候補者	氏名	略歴、地位および担当
番 号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)
3 再任	みず ま つとむ <b>水 間 勉</b> (昭和32年8月13日生)  「所有する当社株式数) 2,556株	昭和55年 4月 当社入社 平成19年 1月 当社執行役員営業本部大阪支社長 平成20年 1月 当社執行役員営業本部関西統括、リテール営業推進部長 平成21年 1月 当社執行役員営業本部関西統括部長 平成22年 1月 当社執行役員営業本部関西支社長 平成23年 1月 当社執行役員 (株)ハーマン代表取締役社長 (株)ハーマンプロ代表取締役社長 平成25年 1月 当社執行役員営業本部関東支社長 平成26年 9月 当社執行役員営業本部長 平成27年 3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成28年 1月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成28年 1月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部生産本部長 現在に至る

# 【取締役候補者とした理由】

同氏は、当社取締役に就任した後、生産性向上と原価低減を実現し、その職責を果たしております。今後も生産部門を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

問和58年 4月 当社入社	候補者	氏名	略歴、地位および担当
	番 号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)
■ 再仟	<b>4</b> 再任	腹巻知 (昭和34年4月16日生) 所有する当社株式数]	平成21年 2月 信和工業㈱代表取締役社長 平成23年 1月 当社執行役員研究開発本部副本部長 平成26年 9月 当社常務執行役員研究開発本部長 平成27年 3月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長

# 【取締役候補者とした理由】

同氏は、当社取締役に就任した後、研究開発本部長として次期中期経営計画の核となる新製品開発部門を牽引してまいりました。今後も研究開発を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

監査報告書

招集ご通知

事業報告

連結計算書類 ・

当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画 (Vプラン20) の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
5 再任	みず の まこと <b>水 野 誠</b> (昭和36年9月9日生) 「所有する当社株式数」 5,200株	昭和61年12月 当社入社 平成21年 2月 ノーリツ住設㈱代表取締役社長 平成25年 1月 当社営業本部中部支社長 平成26年 1月 当社執行役員営業本部中部支社長 平成26年 9月 当社執行役員営業本部関西支社長 平成28年 1月 当社常務執行役員国内事業本部営業本部長 平成28年 3月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部営業本部長 現在に至る

# 【取締役候補者とした理由】

同氏は、当社取締役に就任した後、需要の低迷により売上が減少する国内営業部門において、高効率給湯器の販売構成比率を 向上させるなど収益改善に寄与してまいりました。今後も国内営業部門を統括する取締役として経営の意思決定に参画するこ とが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
6	ひる さわ まさ みね <b>廣 澤 正 峰</b> (昭和36年12月13日生) 「所有する当社株式数」 4,992株	昭和63年11月 当社入社 平成14年 1月 当社システム商品事業部企画室長 平成16年 7月 当社商品事業本部商品部長 平成17年 4月 当社商品事業本部開発設計部長 平成22年 1月 関東産業㈱代表取締役社長 平成23年10月 当社執行役員 能率(中国)投資有限公司董事兼総経理 能率(上海)住宅設備有限公司董事長 平成28年 4月 当社常務執行役員国際事業本部中国事業推進室長 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長(現任) Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長(現任) 平成29年 7月 能率(中国)投資有限公司董事長(現任) 平成29年 1月 当社常務執行役員国際事業本部長(現任) 平成29年 2月 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director 現在に至る
	Sakura China Holdings 【取締役候補者とした理由 同氏は、能率(中国)投資有	董事長、能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、 (H.K.) Co.,Ltd.董事長、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director  】  「限公司の総経理として同社を中国事業の柱に育成し、その後中国事業推進室長として櫻花衛厨 こ当たるなど、海外事業の推進に大きく貢献してまいりました。そして、平成29年1月より国際

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
7	たけなか まさ ゆき 竹中 昌之 (昭和38年9月24日生) 「所有する当社株式数」 3,112株	平成 4年 1月 当社入社 平成15年 1月 ㈱ハーマン営業推進部長 平成16年 3月 ㈱ハーマン取締役企画管理統括部長 平成23年 6月 ㈱ハーマン常務取締役管理本部長 平成24年 1月 当社管理本部総務部長 平成25年10月 ㈱エスコアハーツ代表取締役社長 平成28年 4月 当社執行役員 平成29年 1月 当社上席執行役員管理本部長 現在に至る
	F=-(+(-,1-1)-+(-,-,-,	•

# 【取締役候補者とした理由】

同氏は、㈱エスコアハーツの代表取締役社長として同社の経営再建および新たに障がい者就業支援の事業所を 立ち上げる社会貢献に寄与してまいりました。そして、平成29年1月より全社の管理部門責任者として管理本部 長に就任しております。そのため、今後同氏が全社管理部門を統括する取締役として経営の意思決定に参画する ことが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補 者といたしました。

昭和57年 6月 公認会計士登録 昭和62年 4月 公認会計士小川泰彦事務所代表(現任) 昭和62年 5月 税理士登録 (昭和31年1月3日生) 平成19年 6月 日本公認会計士協会近畿会副会長 平成21年 3月 当社社外監査役 平成22年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長	補者 号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
8 0 株 平成25年 3月 当社社外取締役(現任) 平成25年 6月 (㈱大阪証券取引所(現㈱大阪取引所)社外監査役 現在に至る	8	小川泰彦 (昭和31年1月3日生) [所有する当社株式数]	昭和62年 4月 公認会計士小川泰彦事務所代表(現任) 昭和62年 5月 税理士登録 平成19年 6月 日本公認会計士協会近畿会副会長 平成21年 3月 当社社外監査役 平成22年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長 平成25年 3月 当社社外取締役(現任) 平成25年 6月 (㈱大阪証券取引所(現㈱大阪取引所)社外監査役

# 【重要な兼職の状況】

独立

公認会計士小川泰彦事務所代表、㈱大阪取引所社外監査役

# 【社外取締役候補者とした理由】

同氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地、ならびに当社の監査を通じて得た当社の業務内容に関 する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。また、当社の業務執 行に対し、これまでも独立した立場から助言および監督する職責を果たしていただいていることから、今後も取 締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20) の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

事業報告

監査報告書

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
9 再任 社外	たか はし ひで あき <b>高 橋 秀明</b> (昭和18年11月26日生) 「所有する当社株式数」 〇株	昭和41年 4月 (㈱神戸銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成 4年 4月 (㈱さくら銀行(現㈱三井住友銀行)関西総務部長 平成 7年 7月 同行取締役神戸営業部長 平成10年 6月 (㈱さくらケーシーエス代表取締役社長 平成15年 6月 (㈱神戸国際会館監査役 平成16年 6月 同社代表取締役専務 (㈱さくらケーシーエス取締役 平成20年 6月 フジッコ㈱社外監査役 平成25年 3月 当社社外監査役 平成28年 3月 当社社外取締役 現在に至る
独立		上理由】 ける幅広い業務経験および会社経営者としての豊富な経験、ならびに当社の監査を通じ 関する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしてお

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 小川泰彦氏および髙橋秀明氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
  - ・小川泰彦氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。
  - ・ 髙橋秀明氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって 1 年であります。

中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について

当社は、小川泰彦氏および髙橋秀明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小川泰彦氏および髙橋秀明氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

ります。また、当社の業務執行に対し、これまでも独立した立場から助言および監督する職責を果たしていただいていることから、今後も取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および

- (3) 社外取締役候補者の独立性について
  - 小川泰彦氏および髙橋秀明氏は、当社が株式を上場している㈱東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
- 4. 「所有する当社株式数」については、平成28年12月31日現在の所有株式数(従業員持株会における持分を含む。)を記載しております。

# 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役明里一平氏は、本総会の終結の時をもって辞任されるため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
たいでは、 ではした	昭和58年 4月 当社入社 平成23年 3月 当社管理本部財務部長(現任) 平成26年 1月 ㈱ノーリツキャピタル代表取締役社長 現在に至る
新任	

# 【重要な兼職の状況】

㈱ノーリツキャピタル代表取締役社長

# 【監査役候補者とした理由】

同氏は、経営企画部門、国際事業部門および中国駐在経験等を経た後、財務部長、子会社の代表取締役社長を歴任し、当社の事業における豊富な経験と財務に関する専門知識を有しております。そのため、監査役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことができると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 監査役候補者との責任限定契約について

当社は、本総会において本議案が可決された場合、綾部剛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

3. 「所有する当社株式数」については、平成28年12月31日現在の所有株式数(従業員持株会における持分を含む。)を記載しております。

11

連結計算書類·

監査

招集ご通知

計算書類

招集ご通

# 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成25年3月28日開催の第63回定時株主総会において補欠監査役に選任された大塚明氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、第4号議案が可決された場合、本議案における補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	略歴							
(生年月日)	(重要な兼職の状況)							
大塚明 (昭和24年4月1日生) (所有する当社株式数) 0株 社外	平成13年 4月 兵庫県弁護士会平成15年10月 神戸市教育委員平成16年 4月 日本弁護士連合平成20年 4月 神戸居留地法律	平成11年から兵庫県弁護士会に改称)副会長 会会長						

#### 【重要な兼職の状況】

神戸居留地法律事務所代表、日本ハム㈱社外監査役

# 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

同氏は、弁護士としての専門的見地および社外監査役として監査業務に携わられたことによる豊富な経験と実績を有しております。そのため、 監査役として独立した客観的な立場で業務執行の監査などの職責を果たしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。 また、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」に基づき当社が設置する「特別委員会」の委員であり、定期的に開催される 同委員会において当社の業績等に関する報告を受けていることから、当社の経営状況を知ることができる立場であると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 大塚明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約の締結について
  - 大塚明氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
  - (2) 補欠の社外監査役候補者の独立性について 大塚明氏は、当社が株式を上場している㈱東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。

#### (参考資料) 独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

- 1. 当社および関係会社との関係
- (1) 当社および関係会社(以下まとめて「ノーリッグループ」という。)の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人(以下まとめて「業務執行取締役等」という。)である者。
- (2) 独立社外役員就任前の10年間において、ノーリッグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時において当社の業務執行取締役でない取締役(以下「非業務執行取締役」という。)、監査役または会計監査人であったことがある者にあっては、それらの役職への就任前の10年間において、当社の業務執行取締役等であった者。

#### 2. 株主との関係

- (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主(以下「主要株主」という。)、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近5年間において、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

#### 3. 経済的利害関係

- (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) ノーリッグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
- (3) ノーリッグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。
- 4. 取引先企業および得意先企業との関係
  - (1) ノーリッグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
  - (2) ノーリッグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

#### 5. 債権者との関係

- (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者(以下「大口債権者等」という。)、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近3年間において大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配 人その他の使用人であった者。

# 6. 専門的サービス提供者との関係

- (1) ノーリッグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者。
- (2) 直近3年間において、ノーリッグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリッグループの監査業務を担当していた者。
- (3) 上記 (1) または (2) に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリッグループから、 直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (4) 上記 (1) または (2) に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

#### 7. 在任期間

- (1) 当社において現在独立社外役員のうち取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。
- (2) 当社において現在独立社外役員のうち監査役の地位にあり、かつ通算の在任期間が12年を超える者。

#### . 近親者

上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。

#### 9. その他

上記1.ないし8.までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

以上

# 1. 企業集団の現況に関する事項

# (1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復が見られる一方で、個人消費の足踏みなど不透明な状況が続いています。また、海外経済においても、減速傾向の中国経済、米国大統領選挙後の経済影響、それらに基づく原材料価格・為替動向など先行きは不透明な状況にあります。

国内住宅関連業界におきましては、住宅ローン減税や 金利優遇政策に加え、マイナス金利政策による住宅ローン金利の低下が追い風となり、新設住宅着工戸数が前年 を上回るなど順調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画 『Vプラン16』の方針に基づき、国内事業の回復、海外事 業の業績拡大に向け、収益改善策や櫻花衛厨(中国)股份 有限公司の再建に取り組んでまいりました。 この結果、当連結会計年度の売上高は2,118億72 百万円(前年同期比3.2%減)となりました。利益面につきましては、営業利益が89億40百万円(同74.5%増)、経常利益が93億43百万円(同55.4%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期計上した製品保証引当金繰入額の再見積もりを実施し追加計上したこと等により、46億54百万円(前年同期は39億58百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

# 売 上 高 2,118億円 前年同期比 3.2%減 営 業 利 益 89億円 前年同期比 74.5%増 経 常 利 益 93億円 前年同期比 55.4%増 親会社株主に帰属する当期純利益 46億円 前年同期は39億円の親会社株主に帰属する当期純利益

# 国内事業

売上高 **1,596億39百万円** 

前年同期比 2.2%減

営業利益 59億89百万円

前年同期比 66.6%**增**  招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類 ・

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が 1,596億39百万円(前年同期比2.2%減)、営業利益が59 億89百万円(同66.6%増)となりました。分野別では、温 水空調分野の売上高が増加となるものの、厨房分野、住 設システム分野、新エネルギー分野の売上高は減少とな りました。

主力の温水空調分野では、ガス・石油機器の需要が前年を上回る中、高効率ガス給湯器「エコジョーズ」、高効率石油給湯機「エコフィール」などの環境配慮商品拡販の取組みが寄与しました。

厨房分野では、需要が前年を上回る中、自動でグリル 調理が可能なマルチグリルの提案を進め、ガスビルトイ ンコンロの中高級グレード、レンジフードの新製品を発 売し、拡販に努めました。

住設システム分野では、ジャストリフォーム対応が可能なシステムキッチン「レシピア」や、おそうじ浴槽標準搭載のシステムバス「ユパティオ」でリフォーム需要獲得に向けた付加価値提案に取り組みました。また、新エネルギー分野は、家庭用太陽光発電システムからの完全撤退による影響を受けました。

# 海外事業

売上高 602億79百万円

前年同期比 **9.0%減** 

営業利益 29億50百万円

前年同期比 93.1%增

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が602億79百万円(前年同期比9.0%減)、営業利益が29億50百万円(同93.1%増)となりました。なお、売上高は円高の影響により減少となりましたが、現地通貨ベースでは増加となっております。

中国では、経済成長が鈍化する中、櫻花衛厨(中国)股 份有限公司は、販売管理費の抑制に努め、能率(中国)投 資有限公司は、高効率給湯器や大能力タイプを拡販し、 上海地区での需要低迷の影響を上海市以外のエリアで の拡販やインターネット販売によりカバーしました。

米国では、高効率給湯器の販売が好調に推移しました。 その結果、中国、米国ともに現地通貨ベースでは、売上高 が増加しました。

(注) 上記文中の各事業セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

15

参考書類

事業報告

連結計算書類·

企業集団のセグメント別販売実績

(単位:百万円)

事業区分					第66期	第67期	前年同期比増加率
玉		内	事	業	156,962	154,413	△1.6%
海		外	事	業	61,946	57,458	△7.2%
	合		Ī	+	218,909	211,872	△3.2%

# (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額につきましては、80億74百万円であります。その内訳は、生産設備および基本設備の整備、更新等58億84百万円、金型10億36百万円、ソフトウェア等11億52百万円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

# (3)資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行からの短期借入金にてまかなっております。

# (4)対処すべき課題

# 1)会社の経営の基本方針

当社グループは、創業の原点「お風呂は人を幸せにする」はそのままに、グローバル化の加速など今後の展開を見据え、グループミッションを新たに策定しました。「新しい幸せを、わかすこと。人と地球の笑顔に向けて暮しの感動をお届けするノーリッグループ」と定めたグループミッションには、すべてのステークホルダーに対し「暮し」の領域で感動していただける価値を提供し、多くの笑顔を生み出していくことを目指して企業活動を進めていくという思いを込めております。

# 2)目標とする経営指標

当社グループは、2020年度を最終年度とした中期経営計画『Vプラン20』を新たに策定し、厳しい競争環境の中でも健全に存続・成長できる企業であり続けるために、連結売上高営業利益率10%、連結ROE8%の達成を目標として取り組んでまいります。

<2020年 経営目標(連結)>

						(-12-1001 3)
				2016年 実績	2020年 計画	増減率(16年比)
売		E	高	2,118	2,400	13.3%
営	業	利	益	89	240	168.4%
経	常	利	益	93	250	167.6%
親会する	会社株 る 当其	主に!	帰属 利益	46	150	222.3%
R		)	Е	4.3%	8.0%	

(単位:億円)

# 3) 中長期的な会社の経営戦略 (中期経営計画)

世界経済は不透明感が強い状況にあるものの、新興国の生活水準向上、先進国での環境・省エネニーズは今後も継続・加速していくものと想定しております。一方、国内経済は長期的には人口減少や高齢化などを背景に需要の絶対数は減少傾向にあるものの、東京五輪、政府が掲げるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及に向けた政策などが需要を下支えするものと見込んでおります。また、新設住宅着工戸数など市場の鈍化が顕著になってくる一方でIoT、AIなど急速な技術進歩により、生活スタイルの変化から生まれる新たなニーズが広がってくるものと想定しております。

そのような環境下において、当社グループは「世界で戦えるノーリッグループ」をグループビジョンに据え、中期経営計画「Vプラン20」の実現に向けた活動を展開してまいります。「環境」「安心・安全」「快適」「健康・美容」を軸に、その事業領域を創業の原点である「お風呂」から「暮し」の領域に広げ、「経済的価値」「社会的価値」「ブランド価値」という企業価値を追求し、当社グループを取り巻く各ステークホルダーに「幸せ」をお届けする企業グループを目指してまいります。

17

連結計算書類 計算書類

招集ご通知

参考書類

中期経営計画『Vプラン20』の実現に向けた重点施策は以下のとおりです。

①事業ポートフォリオの再構築

主力である温水事業に経営資源を集中し、競争力のある新製品の開発・販売を強化するとともに、国内事業における低収益事業の再建に取り組みます。

②国内事業の収益力強化

需要減少を前提とし、製造工程の付加価値の取り込み などによる生産モデルの変革や、独自の点検制度を活 用したお客さまとの関係強化による販売モデルの構 築により収益力強化を図ります。

③海外事業の継続拡大

差別性のある新製品開発や新規商材のラインアップ などを充実させ継続した成長を図ります。

④企業風土の改革

新たに定めたグループビジョン、バリューのさらなる 浸透を図り、その価値観を社員全員で共有し「失敗を 恐れず、チャレンジする企業集団」を目指した風土改 革や制度改革に取り組みます。

事業活動を通じて解決すべき社会課題に対して、『Q +ESG』をキーワードに「品質」「環境」「社会」「ガバナンス」の切り口からその解決を図ります。

品質面においては、お客さまに長く安心してご使用いただけるよう、当社グループだけでなくビジネスパートナーとともに高品質な製品・サービスを追求してまいり

ます。

環境面においては、家庭内エネルギー消費の大半を占める給湯・厨房・空調機器を取り扱う企業として、環境・省エネ機器の普及とその技術力のさらなる向上により低炭素社会の実現に貢献してまいります。

社会面においては、本業を通じて障がい者の就労機会 創出による自立を支援するとともに、お湯というライフ ラインの一部を供給するメーカーとして、地域社会への 貢献活動や震災復興支援などの取組みを進めてまいり ます。

ガバナンス面においては、制定した「ノーリツ コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、その実効性をさらに高めてまいります。

# (5) 直前 3 事業年度の財産および損益の状況の推移

				区		分			<b>第64</b> 平成25年1		第65 <sub>平成26年</sub>			5 <b>6期</b> 年12月期	第67期 平成28年12月 (当連結会計年)	
売				上				高(百万円)	200	327	218	3,943	2	18,909	211,87	'2
経		Ä	常		利			益(百万円)	11	,058	9	9,439		6,013	9,34	13
親当其	会 期純和	社 核 利益 ā	集 i また	E に は当	. 帰	属 电损	す 失 (	る △) (百万円)	6	387	3	3,479		×3,958	4,65	54
								(△) (円)	13	3.58	7	72.76		82.79	97.3	34
潜在	王株式	门調整	後1	株当	áたり	当期	月純和	<b>河益</b> (円)		_		_		_	97.3	30
総				資				<b>産</b> (百万円)	191	324	206	5,061	19	97,022	201,04	1
純				資				産 (百万円)	109	673	118	3,244	1	13,731	111,47	7
1	株	当	た	Ŋ	純	資	産	額(円)	2,23	0.97	2,37	72.13	2,2	291.06	2,245.0	)5



(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第64期、第65期および第66期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

19

監査報告

- 3. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨(中国)股份有限公司の100%子会社であります。
- 4. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。
- 5. ㈱エヌティーエスは、平成27年12月31日付で解散いたしました。

# (6)重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

# ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノ ー リ ツ 住 設 ㈱	10,000 千円	100.0%	温水機器等の販売
㈱ エ ス コ ア ハ 一 ツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
㈱ノーリツキャピタル	30,000 千円	100.0	グループ内キャッシュ・マネジメント・サービス
大 成 工 業 ㈱	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信 和 工 業 ㈱	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
関東産業(株)	22,000 千円	100.0	住設システム機器の製造
(株) ア ー ル ビ ー	88,809 千円	100.0	温水機器・住設システム機器の製造
(株) ハ ー マ ン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株) 多田スミス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
(株) エス・ビー・シー	18,000 千円	100.0	温水機器等の販売・施工
能率(上海)住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能率(中国)投資有限公司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	1,570 万米\$	100.0	北米での温水機器の販売
能率電子科技(香港)有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能率香港有限公司	10 万香港\$	100.0	香港等での温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	32,000 万人民元	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民元	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売

# (注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社20社を記載しております。

- 2. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技(香港)有限公司の100%子会社であります。

- 6. 出資比率の()内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

# (7)主要な事業内容

温	水	₫ Z		周	分 野		ガス温水関連機器(ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖 房機)、オイル・空調関連機器(石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、 暖房端末機器)、コジェネレーション
厨		房		分		野	ガスコンロ、レンジフード、ガスオーブンレンジ、ガス小型湯沸器
住	設	シニ	ステ	<u></u>	公 分	野	システムバス、システムキッチン、洗面化粧台、浴槽
新	エ	ネリ	レギ	_	- 分	野	太陽熱温水器
そ	C	カ	他	:	分	野	コンポーネント事業関連部品

# (8)主要な営業所および工場

# ① 当社の主要な営業所および工場

	主要な営業所	所および工場				住	所			
本			店	神	戸	市	中	央	区	
東	京	支	店	東	京	都	新	宿	区	
大	阪	支	店	大	阪	市	此	花	区	
明	石 本	社 工	場	兵	庫	県	明	石	市	
明	石	I	場	兵	庫	県	明	石	市	

(注) 平成28年1月1日付の組織変更により「北日本支社」「関東支社」「中部支社」「関西支社」「西日本支社」を廃止いたしました。

招集ご通知

計算書類・ 連結計算書類・

監査報告書

参考書類

事業報告

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	住 所
ノ ー リ ツ 住 設 ㈱	大 阪 府 吹 田 市
㈱ エ ス コ ア ハ 一 ツ	兵庫県加古郡稲美町
㈱ノーリツキャピタル	神戸市中央区
大 成 工 業 ㈱	兵 庫 県 明 石 市
信和工業機	兵 庫 県 明 石 市
関東産業(株)	群 馬 県 前 橋 市
(株) アールビー	茨城県土浦市
(株) ハ ー マ ン	大阪市 此 花 区
(株) 多 田 ス ミ ス	兵庫県朝来市
㈱エス・ビー・シー	埼玉県川口市
能率(上海)住宅設備有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
能率(中国)投資有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
NORITZ AMERICA CORPORATION	ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
能率電子科技(香港)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区
能率香港有限公司	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区
東莞大新能率電子有限公司	中華 人 民 共 和 国 広 東 省 東 莞 市
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	中華人民共和国江蘇省民山市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	中華 人 民 共 和 国 広 東 省 佛 山 市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦 ニューサウスウェールズ州
Dux Manufacturing Limited	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦 ニューサウスウェールズ州

# (9)従業員の状況

事業区分						従業員数(人)	前期末比増減(人)
玉	内		事		業	4,361 (1,127)	△122 (△ 102)
海	外		事		業	4,613 (476)	△ 6(△ 12)
全	社	(	共	通	)	144 ( 14)	△ 7( 2)
	合			計		9,118 (1,617)	△135 (△ 112)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄および前期末比増減欄の( )内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

3. 全社(共通)は、本社管理部門等であります。

# (10)主要な借入先の状況

借入先										借入金残高
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	銀	行	500百万円
株	式	:	会	社	群	馬	5	銀	行	300百万円

連結計算書類・ 連結計算書類・

招集ご通知

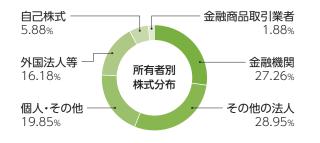
参考書類

# 2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 156,369,000株

(2)発行済株式の総数 50,797,651株

(3)株主数 4,706名



	持株数(株)	株主数(名)
■金融機関	13,848,848	42
■ その他の法人	14,704,384	215
■ 個人・その他	10,085,681	4,238
■ 外国法人等	8,219,170	178
■ 自己株式	2,984,637	1
■ 金融商品取引業者	954,931	32

# (4)大株主の状況

順位	株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
1	第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,745,700	5.74
2	株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.60
3	ノーリッ取引先持株会	1,617,309	3.38
4	株 式 会 社 長 府 製 作 所	1,520,000	3.18
5	エムエスアイピー クライアント セキュリティーズ	1,437,800	3.01
6	太	1,350,100	2.82
7	ノ ー リ ツ 従 業 員 持 株 会	1,301,915	2.72
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,262,500	2.64
9	シービーエヌワイ ガバメント オブ ノルウェイ	1,195,600	2.50
10	日 本 電 気 硝 子 株 式 会 社	1,119,300	2.34

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
  - 2. 当社は自己株式2,984,637株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
  - 3. 持株比率は、自己株式2,984,637株を控除して計算しております。

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式の種類および数	発行価格 (新株予約権 1個当たり)	行使価格 (株式1株 当たり)	行使期間
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	平成28年 4月14日	308個	普通株式 30,800株	142,800円	1円	平成28年4月15日から 平成58年4月14日まで

# (1)事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	利14大 フィッカルほ	目的となる株式の種類	取納 (社外取締		社外耳	又締役	監査 (社外監査	- 17-1
	の個数	および数	保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	308個	普通株式 30,800株	7名	308個	_	_	_	_

# (2)事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

金基金理事長となっております。

# 4. 会社役員に関する事項

# (1)取締役および監査役の氏名等

地 位		氏	名		担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長代表 執行役員	或	井	総-	一郎	
取 締 役 専務執行役員	大	滝	俊	之	国際事業本部長、能率香港有限公司董事長、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
取 締 役 専 務 執 行 役 員	仲	村	貴	文	国内事業本部長
取 締 役 常務執行役員	小	関	良	之	管理本部長、健康保険組合理事長、企業年金基金理事長、 広報室を管掌
取 締 役 常務執行役員	水	間		勉	国内事業本部生産本部長
取 締 役 常務執行役員	腹	巻		知	研究開発本部長
取 締 役 常務執行役員	水	野		誠	国内事業本部営業本部長
取 締 役	小	]]]	泰	彦	公認会計士小川泰彦事務所代表、㈱大阪取引所社外監査役
取 締 役	髙	橋	秀	明	
常勤監査役	明	里	_	平	
常勤監査役	澤	$\blacksquare$	考	之	
監 査 役	永	原	憲	章	神戸十五番館法律事務所代表、日工㈱社外取締役
監 査 役	白	井		弘	白井公認会計士事務所所長、大阪市公正職務審査委員会委員、 ㈱アルテコ社外監査役、㈱ワコールホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役小川泰彦、髙橋秀明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 取締役小川泰彦氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 3. 取締役髙橋秀明氏は、金融機関における長年の経験および会社経営者としての豊富な経験があり、財務、会計および会社経営に関する相当程度 の知見を有しております。
  - 4. 監査役永原憲章、白井弘の両氏は、会社法第2条第16号および同法第335条第3項に定める社外監査役であります。
  - 5. 常勤監査役澤田考之氏は、長年当社の財務部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 6. 監査役永原憲章氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - 7. 監査役白井弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 8. 取締役小川泰彦および髙橋秀明ならびに監査役永原憲章および白井弘の社外役員4氏につきましては、当社が株式を上場している㈱東京証券取 引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
  - 9. 取締役専務執行役員大滝俊之氏は、平成29年1月1日付で、地位は取締役(特別顧問)となっており、担当および重要な兼職はNORITZ
  - 10. 取締役常務執行役員小関良之氏は、平成29年1月1日付で、地位は取締役(特別顧問)、担当および重要な兼職は健康保険組合理事長、企業年

11. 当社は執行役員制度を導入しております。平成29年1月1日現在の執行役員(執行役員を兼務する取締役を除きます。) は、次のとおりであり ます。

	地	位			氏	名		担当および重要な兼職の状況
常	務 執	行役	战員	廣	澤	正	峰	国際事業本部長、能率(中国)投資有限公司董事長、 能率香港有限公司董事長、Sakura(Cayman)Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings(H.K.)Co.,Ltd.董事長
上月	常 執	行 役	員	竹	中	$\blacksquare$	之	管理本部長、IT推進部を管掌
執	行	役	員	澤	本	宏	明	管理本部人事部長
執	行	役	員	久任	吊田	典	男	品質保証推進本部長
執	行	役	員	東	内	雅	典	研究開発本部副本部長
執	行	役	員	久	内	雅	志	研究開発本部ものづくり技術部長
執	行	役	員	廣	岡	_	志	国内事業本部営業本部副本部長
執	行	役	員	常	深	忠	雄	国内事業本部営業本部副本部長
執	行	役	員	瓜	生	尚	志	国際事業本部国際事業部長、 NORITZ AMERICA CORPORATION CEO
執	行	役	員	綾	Ш		正	国内事業本部営業本部東京支店長
執	行	役	員	井	上	隆	史	研究開発本部副本部長
執	行	役	員	楠		克	博	経営企画室長
執	行	役	員	丹	波	俊	=	信和工業㈱代表取締役社長

# (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	区 分		人 員	報酬等の総額
取	締	役	9名	307,950千円
監	査	役	5名	49,686千円
<u></u>		計	14名	357,637千円

- (注) 1. 上記の監査役の人員および金額には、平成28年3月30日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。 2. 取締役の報酬限度額につきましては、平成19年3月29日開催の第57回定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含
  - まない。)と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額につきましては、平成15年3月28日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員の報酬等の総額

取締役2名 10,500千円 監査役3名 7.776千円

監査役3名 7,776千円
(注)上記の監査役の人員および金額には、平成28年3月30日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

# (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

	区分		氏	名		重要な兼職の状況	当社との関係
取	締	役	小川	泰	彦	公認会計士小川泰彦事務所代表 ㈱ 大 阪 取 引 所 社 外 監 査 役	記載すべき関係はありません。
取	締	役	髙橋	秀	明	重要な兼職はありません。	記載すべき関係はありません。
監	查	役	永原	憲	章	神戸十五番館法律事務所代表日 工 ㈱ 社 外 取 締 役	記載すべき関係はありません。
監	査	役	白井		弘	白井公認会計士事務所所長大阪市公正職務審査委員会委員 (株) アルテコ 社外監査役 (株) ワコールホールディングス 社外監査役	記載すべき関係はありません。

# ② 当事業年度における主な活動状況

	区分		氏 名	活動状況
取	締	役	小川泰彦	当事業年度開催の取締役会全15回のうち全回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取	締	役	髙橋秀明	平成28年3月30日就任以降に開催された取締役会全12回のうち全回に出席し、金融機関での長年の経験および会社経営者としての豊富な経験から幅広い視点での発言を行っております。
監	査	役	永原憲章	当事業年度開催の取締役会全15回、監査役会全15回のうち、それぞれ全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監	查	役	白 井 弘	平成28年3月30日就任以降に開催された取締役会全12回、監査役会全11回のうち、それぞれ全回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

# ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名および社外監査役2名との間でそれぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

# 5. 会計監査人の状況

# (1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

# (2)事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額 60,000千円 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 62,200千円

なお、当社連結子会社である能率 (中国) 投資有限公司、能率 (上海) 住宅設備有限公司、能率香港有限公司、能率電子科技 (香港) 有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨 (中国) 股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD、Dux Manufacturing Limitedは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法 上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法 第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および水準について確認し、当年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社および連結子会社を含めた企業集団の監査環境および内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制および監査計画のもとでの会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

# (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、「内部統制の文書化および評価に関するアドバイザリー業務」について委託しております。

# (4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

参考書類

# 6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」について会社法等の関係法令の改正を踏まえた変更等を行った上、当該体制を継続することを決定しました。

# 業務の適正を確保するための体制

# (1)役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリッグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員(CCO)を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
- ③ 当社グループの各部門長をコンプライアンス責任者とする。当該責任者は、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
- ④ 法務担当部門は、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
- ⑤ 内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

# (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④当社委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書(電磁的記録を含む)により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。

# (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、「品質保証委員会」および「CSR委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。

- ② 「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者である管理本部長を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
- ③ 監査担当部門が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

# (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ③ 執行役員制度を導入することにより経営の意思決定、監督と職務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

# (5)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社子会社の取締役は、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件等が発生、または発生を予見した場合、「関係会社管理規程」などの社内規程に基づいて、直ちに関連当事者および関連部門へ報告する。
- ② 当社子会社の取締役は、営業成績、財務状況、および「関係会社管理規程」などの社内規程に定められたその他重要な情報につき、定期的に関連当事者または関連部門へ報告する。

# (6)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画担当部門は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行う。
- ② 当社子会社は、当社と協議して決定した戦略に基づき、政策立案・活動を行う。
- ③ 当社子会社に対する支援業務および管理業務は、「関係会社管理規程」に基づき、所定の当社部門が行う。

# (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助する期間・必要人数を確認し、適任者を選定して、監査役会の承認の上で当該使用人を任命する。

# (8)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制の内容について決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。
- ② 補助期間内における当該使用人への指示・命令・評価は監査役会が行う。
- ③ 当該使用人は、監査役の職務補助を専任として行う。ただし、監査役会の同意を得て兼任させることができる。

# (9)取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 各監査役は、取締役会への出席はもちろん、その他の会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査役に報告する。監査役は必要に応じ、いつでも、取締役または使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役会は、「監査役会規程」に基づき、取締役に対し、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の整備を要請する。
- ③ 「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、企業倫理担当役員は、ノーリッグループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜、監査役に報告する。

# (10)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス違反を通報した者は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、不利益な処遇、不当な処分を一切受けず、不利益な処遇、不当な処分を行った者は、就業規則により懲戒に処する。

# (11) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は 債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、職務上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上しておくことが 求められ、緊急又は臨時に支出した費用であっても、事後、償還を請求することができる。

# (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査担当部門とは適宜、内部 監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。

# (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

# 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ノーリッグループコンプライアンス規程に基づき、企業倫理担当役員、コンプライアンス責任者および推進者を定めております。また、年2回のコンプライアンス月間において当社各部門および各子会社でコンプライアンス教育を実施し、「ノーリッグループ行動基準」の浸透定着を図っております。加えて、内部通報制度として「ノーリッホットライン」を設置し、当社グループの役員および従業員からの情報提供・相談の受付を行っております。

(2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」等の企業リスク関連規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。また、定期的に開催している「CSR委員会」および「品質保証委員会」において、当社グループ全体の事業活動において想定されるリスクについて評価の上、対応方針および具体的対策等を検討し、各担当部門に対して指示等を行っております。

(3) 取締役の職務の適正性および効率的な執行が行われることを確保するための体制

取締役会において当社グループの中期経営計画『Vプラン20』を策定し、各部門が実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築しております。また、業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を行うとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性確保を目的として、監査役および監査役会の職責と監査体制を定めた「監査役監査基準」および「監査役会規程」等の規程類を整備するとともに、取締役から独立して監査役の職務補助を行う使用人を選任しております。

また、監査役会において、代表取締役および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換ならびに監査担当部門の内部監査計画および結果等に対する助言および意見交換を行っております。

なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組み結果については、取締役会において企業倫理担当役員である取締役兼常務執行役員管理本部長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

計算書類

監査

報

告

招集ご通知

参考書類

参考書類

# 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年2月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。)の採用を決定し、平成19年3月29日開催の第57回定時株主総会において、本対応方針の採用を決議いたしました。また、平成22年3月30日開催の第60回定時株主総会、平成25年3月28日開催の第63回定時株主総会、および平成28年3月30日開催の第66回定時株主総会において、本対応方針を一部改定した上で継続することを決定いたしました。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として弁護士等社外有識者で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出(大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。)
- ② 大規模買付情報の提供とその開示 (大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。)
- ③ 取締役会評価期間及び株主熟慮期間の設定等(当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。)

大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由は、次のとおりであります。

① 本対応方針に沿うものである理由

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の大規模買付行為から、当社株主共同の利益を 保護するという目的をもって定めたものであります。大規模買付ルールの概要は、大規模買付者に大規模買付 ルール遵守表明書の提出を求め、大規模買付情報の提供とその開示後、当社取締役会による評価期間を経て、当 社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応ずるか否かについて適切な判断をしていただくものであり、当社 株主共同の利益を保護するという目的に適うものであります。

② 株主共同の利益を損なうものではない理由

大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合において、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の助言・勧告を踏まえて、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じるものであり、また対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接の意思に依拠するものであるため、株主共同の利益を損なうものではありません。

③ 当社役員の地位を維持するものではない理由

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じます。また、対抗措置の発動には当社取締役会から独立した特別委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとされているとともに、適正な運用を担保する手続も定められています。したがいまして、大規模買付ルールは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

35

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位:百万円)

连相負值为無数 (干成204	- I Z 月 J I ロ 坂江 / 
科目	金額
資産の部	
流動資産	115,075
現金及び預金	36,904
受取手形及び売掛金	45,175
電子記録債権	10,934
有価証券	119
たな卸資産	16,855
繰延税金資産	1,409
その他	3,798
貸倒引当金	△122
固定資産	85,966
有形固定資産	36,578
建物及び構築物	15,426
機械装置及び運搬具	6,253
土地	9,541
建設仮勘定	2,798
その他	2,558
無形固定資産	8,976
のれん	698
その他	8,277
投資その他の資産	40,411
投資有価証券	34,821
長期貸付金	802
繰延税金資産	2,513
その他	2,650
貸倒引当金	△376
資産合計	201,041

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

科 目	金額
負債の部	
流動負債     支払手形及び買掛金     短期借入金     未払金     未払法人税等     賞与引当金	64,800 39,263 800 10,256 1,843 1,079
役員賞与引当金 製品保証引当金 製品事故処理費用引当金 その他	47 991 10 10,506
固定負債 繰延税金負債 退職給付に係る負債 役員退職慰労引当金 製品保証引当金 その他	24,763 255 13,368 42 6,374 4,723
負債合計	89,564
純資産の部	В
株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 新株予約権 非支配株主持分	96,273 20,167 22,956 58,244 △5,096 11,069 12,933 △1 1,980 △3,843 32 4,101
純資産合計	111,477
負債・純資産合計	201,041

科目	金額
負債の部	
及び買掛金 金	<b>64,800</b> 39,263 800
税等	10,256 1,843
金	1,079
引当金 引当金	47 991
処理費用引当金	10 10,506 <b>24,763</b>
負債 に係る負債	255 13,368
慰労引当金 引当金	42 6,374
J 1 1 ALC	4,723 89,564
純資産の部	
では、	96,273
金 金	20,167 22,956 58,244 △5,096
利益累計額 価証券評価差額金	<b>11,069</b> 12,933
ジ損益 調整勘定	△1 1,980
に係る調整累計額 分	△3,843 32 4,101
<i>,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	111,477
	201 041

連結損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位:百万円)

招集ご通知

事業報告

科目	金	額
売上高		211,872
売上原価		141,498
売上総利益		70,374
販売費及び一般管理費		61,433
営業利益		8,940
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	787	
受取賃貸料	129	
その他	519	1,436
営業外費用		
支払利息	13	
支払手数料	24	
固定資産賃貸費用	90	
為替差損	739	
その他	165	1,033
経常利益		9,343
特別利益		
投資有価証券売却益	234	
関係会社清算益	386	
退職給付信託設定益	1,156	1,777
特別損失		
固定資産処分損	72	
減損損失	289	
ゴルフ会員権評価損	0	
製品保証引当金繰入額	3,801	4,164
税金等調整前当期純利益		6,956
法人税、住民税及び事業税	2,939	
法人税等調整額	△902	2,036
当期純利益		4,919
非支配株主に帰属する当期純利益		265
親会社株主に帰属する当期純利益		4,654

<sup>(</sup>注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

37

39

貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位:百万円)

	A #T	
科目	金額	
資産の部		
流動資産	68,279	
現金及び預金	13,573	
受取手形	6,084	
電子記録債権	9,924	
売掛金	27,919	
有価証券	119	
商品及び製品	4,530	
仕掛品	14	
原材料及び貯蔵品	1,092	
前払費用	181	
繰延税金資産	620	
その他	4,292	
貸倒引当金	△74	
固定資産	81,598	
有形固定資産	20,346	
建物	8,245	
構築物	214	
機械及び装置	1,988	
車両運搬具	53	
工具器具備品	954	
土地	7,299	
リース資産	220	
建設仮勘定	1,369	
無形固定資産	3,579	
借地権	9	
ソフトウェア	3,509	
その他	59	
投資その他の資産	57,672	
投資有価証券	34,188	
関係会社株式	14,751	
関係会社出資金	4,597	
関係会社長期貸付金	2,763	
長期前払費用	345	
その他	1.168	
貸倒引当金	△141	
資産合計	149,877	

(流動負債)	流動負債				
支払金   30,892   20月   30,803   30,892   20月   30,435   31		負債の部			
株主資本 資本金 資本会 資本利余金 20,167 資本利余金 22,956 資本準備金 利益利益等備金 利益之業債金 その他利益利余金 1,294 その他利益利余金 250 配当準備積立金 記職指資積立金 記職指資積立金 160 設職投資積立金 130 土地圧縮動積立金 130 土地圧縮動積立金 特別償却準備金 約議積立金 特別償却準備金 別途積立金 特別償却準備金 別途積立金 25,609 繰越利益利余金 12,853 繰越利益利余金 自己株式 二十、250 解述利益利余金 自己株式 二十、250 第一・換算差額等 12,853 終近へッジ損益 新株予約権	関掛借金 短期借金 未払金 不 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 。 一 の の の の の の の の の の の の り う 員 の の の り り 員 の の の り り の り の り の り の り	3,803 30,892 800 5,063 1,435 791 622 464 877 42 335 12 1,070 16,359 1,392 5,097 5,353 116 4,399			
株主資本 資本金 資本銀余金 資本準備金 利益剰余金 利益業備金 その他利益剰余金 配当準備積立金 配当準備積立金 配当準備積立金 配当準備積立金 和大変調積立金 大物でので表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別で表面である。 を持別である。 を持別である。 を持別である。 を持別である。 を持別である。 を持別である。 を持別である。 をもしている。 をし	負債合計	62,572			
<ul> <li>資本金</li> <li>資本・金</li> <li>資本利余金</li> <li>資本準備金</li> <li>利益利金金</li> <li>利益利金率備金</li> <li>利益利金率</li> <li>その他利益利余金</li> <li>技術研究積立金</li> <li>配当準備積立金</li> <li>退職給与積立金</li> <li>土地圧縮動積立金</li> <li>特別償却金</li> <li>特別償却金</li> <li>場越利益利益</li> <li>大多</li> <li>大82</li> <li>大82</li> <li>大84</li> <li>大96</li> <li>大96</li> <li>大96</li> <li>大96</li> <li>大96</li> <li>大96</li> <li>大97</li> <li>大99</li> <li>大96</li> <li>大87</li> <li>大99</li> <li>大89</li> <li>大99</li> <li>大99</li> <li>大89</li> <li>大99</li> <li>大89</li> <li>大99</li> <li>大99</li> <li>大89</li> <li>大99</li> <li>大89</li> <li>大99</li> <li>大99</li> <li>大89</li> <li>大99</li> <li>大90</li> <li>大90<!--</th--><th></th><th></th></li></ul>					
純資産合計 87,305	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20,167 22,956 22,956 36,396 1,294 35,101 250 160 500 130 21 54 482 25,609 7,894 △5,096 12,847			

損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位:百万円)

招集ご通知

事業報告

科目	金	額
		148,279
売上原価		110,937
売上総利益		37,342
販売費及び一般管理費		34,966
営業利益		2,375
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,057	
受取賃貸料	231	
その他	268	2,557
営業外費用		
支払利息	12	
固定資産賃貸費用	212	
為替差損	597	
その他	6	828
経常利益		4,104
特別利益		
投資有価証券売却益	234	
関係会社清算益	856	
退職給付信託設定益	1,156	2,247
特別損失		
固定資産処分損	51	
減損損失	236	
ゴルフ会員権評価損	0	
製品保証引当金繰入額	3,801	4,089
税引前当期純利益		2,261
法人税、住民税及び事業税	1,077	
法人税等調整額	△596	480
当期純利益		1,781

<sup>(</sup>注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類 連結計算書類

招集ご通知

参考書類

事業報

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

株式会社ノーリツ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

公認会計士 北川 久恵

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 侯 野 広 行 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの平成28年1月1日から平成28年12月31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連 結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明するこ とにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準 は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、 これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式 会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

株式会社ノーリツ 取締役会 御中

あずさ監査法人 有限責任

公認会計士 北 川 久 恵

指定有限責任社員 公認会計士 俣 野

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリッの平成28年1月1日から平成28年12 月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、掲益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 並びにその附属明細書について監査を行った。

# 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意 見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を 得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評 価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監 **査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の** 作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに 経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

41

事業報

招集ご通知

参考 書類 会

# 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各 監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算 書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、 指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、 当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位 の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成29年2月10日

 株式会社ノーリツ
 監査役会

 常勤監査役
 明
 里
 一
 平
 回

 常勤監査役
 澤
 田
 考
 之
 回

社外監査役 永 原 憲 章 印

社外監査役 白 井 弘 印

以上

40

メ	<del>E</del>

メ モ